

【件名】

社会的養護経験者への支援の検討状況について

【要旨】

中野区児童相談所開設から約1年半が経過したところであるが、様々な事情により家族から長く離れて暮らす子どもたちの中には、社会とのかかわりにおいて様々な課題に直面するケースもあり、措置解除後の自立支援の必要性が高まっている。

また、児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により、児童相談所の措置解除者等（以下、「社会的養護経験者」という）の実情を把握し、その自立のために必要な支援を行うことが、児童相談所設置市を含む都道府県が行わなければならない業務として明記された。

このことを踏まえ、社会的養護経験者への支援について、現在検討をすすめている。

## 1 社会的養護経験者の状況及び主な課題

- (1) 虐待などによるトラウマを抱えていることもあり、精神的に不安定になりやすい。
- (2) 親族に頼ることができないため、孤独、孤立を深めてしまう。
- (3) 保証人となる親族等がいないことから、進学や就職、住居の契約等手続きが円滑にできない。
- (4) 親族等からの経済的な支援を受けられないことにより、学業と生活を両立しながら安定した生活を継続することが困難である。

## 2 取組の方向性

社会的養護経験者が社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、安心・安定した生活を送ることができるよう、子ども・若者支援センターを社会的養護経験者の自立支援のための拠点とするとともに、必要な支援を行う。

### (1) 対象者

義務教育終了後から29歳までの者で、以下のいずれかに該当する者

- 中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等を退所した者
- 中野区内の児童養護施設等を退所した者
- 児童養護施設等を退所した区内在住者
- その他上記に準じる者

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、小規模住居型児童養育事業者をいう。

## (2) 内容

### ア 相談及び生活支援

児童相談所の措置解除後も継続して計画的に支援を必要とする者に対し、個別の継続支援計画を作成する。また、相談対応や生活全般における各種手続き等の補助や同行支援等、生活の補助を実施することにより、児童養護施設等退所後の自立生活が円滑に営めるよう伴走的な支援を行う。

### イ 学び・交流の場の提供

社会的養護経験者が、相互に交流し、情報を共有しながら、自立に向けた知識・経験を養うための学び・交流の場を提供する。

### ウ 自立の準備に関する支援

社会的養護経験者が、児童養護施設等を退所し、自立するために必要な初経費等を補うための経済的支援を行う。

### エ 居住に関する支援

社会的養護経験者が、児童養護施設等退所後に安定した住環境のもとで継続して生活を送ることができるよう、大学等進学者に対して家賃等の補助を行う。

### オ 医療に関する支援

社会的養護経験者が、被虐待経験等により抱えるトラウマ等の心理的課題に向き合い、安定した生活を営むことができるよう、医療費に係る補助を行う。